

令和7年度第2回

茨城県国土利用計画審議会議事録

日時 令和8年1月13日（火） 午前10時から

場所 茨城県庁9階 共用901会議室（水戸市笠原町978-6）

1 会議の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年1月13日(火) 午前10時から午前10時58分まで
- (2) 場所 茨城県庁9階 共用901会議室(水戸市笠原町978-6)

2 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名

別記名簿のとおり

3 議題

- (1) 茨城県土地利用基本計画(計画図)の一部変更について〔地振諮問第2号〕

4 議事の概要

【開会】

会議開催に必要な定員の充足(6名以上)を確認し、開会

【議事の公開】

審議事項について公開が決定された。

【議事録署名人指名】

谷口会長から、議事録署名人として竹之内委員及び田中委員が指名された。

【議案審議】

○谷口会長

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、茨城県土地利用基本計画の計画図の一部変更を審議いたします。まずは、「計画図の一部変更」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

審議資料(資料1)を基に、事務局が説明

○谷口会長

どうもありがとうございます。

それではただいまの説明につきましてご意見等あればいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○A委員

太陽光発電事業について、今回は森林地域の縮小ということですが、こういった太陽光発電事業については、それぞれ個別法での対応となると思いますが、今回審議する案件についての意見ではないですが、太陽光発電事業については近年、FIT制度も含めて、国でも規制の動きがあるということを知っています。

これについて県として知見があれば教えていただきたいと思います。

○事務局

ご質問いただきました国の動きについてでございますが、昨今全国のメガソーラーの設置につきましては、一部の地域におきまして希少動物の保全や災害に対する懸念が生じておりまして、国では大規模太陽光発電施設に関する関係閣僚会議というのが開かれまして、対策パッケージが決定されたところでございます。当該関係閣僚会議は、先月 12 月 23 日に開催されまして、主な内容としましては、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの対象となる太陽光発電事業の規模の見直しや、地上設置の事業用太陽光について、2027 年度以降の再生可能エネルギー発電促進賦課金による支援の廃止の検討などを行っているというところでございます。

○谷口会長

国で動きがあるとのことですが、条例等で規制している都道府県も増えてきているので、茨城県が遅れていると言われないように、よろしく願いいたします。

○B委員

議案資料（資料 1）の P14～17 の「7 日立森林地域」、「8 古河森林地域」の太陽光発電事業に伴う森林地域の縮小について、日立が計画発電量 25,500kw で 41.0ha の森林地域の縮小、古河が計画発電量 27,140kw で 18.7ha の森林地域の縮小と、計画発電量に対して縮小する森林地域の面積に大きな差があります。日立の森林地域の縮小面積をもっと小さくできたのではないかと思います。2つの地域にはどういう違いがあるのかを教えてください。

○事務局

日立森林地域は、山地で起伏があるところがございますので、利用できる土地が限られております。これに対し古河森林地域は、平地であるため利用可能な面積は大きくなっております。地形による利用可能面積の違いから、森林地域の縮小面積に差が生じたものとなっております。

○谷口会長

同様に 7 番について、事前の説明では「自然公園特別地域」となっていてそれが国交省の表示上の誤りということでした。赤字で書いてあるのですが、ここは特別地域ではなく普通地域ではないかと思うので念のための確認です。

また、同様に 11 番の北茨城森林地域、12 番の笠間森林地域について「自然公園地域（その他）」となっておりますけれども、「その他」というのがよくわからないので説明をお願いいたします。

○事務局

自然公園の区域内のうち、風致を維持するために大臣と知事が指定する特別地域という

ものがあるのですけれど、それ以外の区域が普通地域でありまして、この資料上はその普通地域を「その他」と表示しております。

○谷口会長

分かりました。7番は普通地域、自然公園地域には全く該当していないという理解でよろしいですね。

これは県に対して質問ではないのですが、資料の中で国土交通省の管理する土地総合情報システムで作成した地図の重複位置のずれが21件中9件と多くありました。何が原因なのか情報共有した方がいいことがあれば教えていただきたいです。

○事務局

資料は国交省が管理する土地総合情報システムから区域図を抽出して作成しているものですが、重複の誤りの原因の一つは、例えば、手続きを経て拡大や縮小などの報告を県がした際に、報告内容の反映が遅い場合があります変更前の状況が残ってしまっていることが考えられます。また、計画図は5万分の1の地形図により定めることとされていますので、1ヘクタールに満たない小面積の区域の変更は、システム上の表示や反映が困難なため審議会などの手続きを不要とする運用がなされていることから、審議会にて審議する必要がない1ヘクタール未満の小面積の変更が複数回重なって区域図のずれとなっていることなども考えられる原因の一つです。ずれがあった際には都度国交省に報告し、システム表示の精度を上げていきたいと担当として思うところでございます。これについては国交省へ調整して参ります。

○C委員

私も太陽光発電事業についての質問です。設備を作る際には県の方で事前に調査をした上で許可されているということだったと思いますが、過去に不許可となった事例がどのぐらいあるのかということと、昨年もニュースでメガソーラーについての報道がありました。茨城県内で太陽光発電施設設置に対する苦情などがどのぐらいあるのかについて、わかる範囲で教えていただければと思います。

○事務局

太陽光のお話でございますけれども、許可等はそれぞれ森林法や農地法等の個別の法律での対応となっております。

県としては、やはり地域と共生するというのが一番ですので、県ではガイドラインというのを設けまして、事業者が、市町村や地域の理解を得ながら、適正な設置と管理を行うために、そのための事前協議をしたりとか、適切でないエリアを設定するなどガイドラインを定め運用しているところでございます。

そのほか市町村においても、より厳しく制限したいというようなところもございまして、県内では約30の市町村で独自の条例等が設定されておりまして、より厳しい制限を加えて地域内の保全すべきエリアや禁止エリアを定めていたり、小規模なものまで規制の対象としたり等、そういった形で地域の実情を踏まえた規制が行われているという状況でござ

います。

また、ご質問のありました、トラブル等の件でございますけれども、太陽光の導入当初、固定価格買取制度っていうのが始まりまして、これにより導入が大きく進んだわけでございますけれども、当時はやはりなかなか法整備だとかこういったガイドラインの制定がうまく進まなくて、太陽光導入の件数も非常に増えた状況もありまして、トラブルは多かったのではないかという認識であります。

その後、先ほど申しましたように、ガイドラインの制定ですとか、市町村の条例、さらには国の対応などがございまして、事業者による地域住民への説明などが行われるようになりまして、トラブルというのはかなり減少しております。

一方でまだ一部において、地域住民との間で、なかなか合意まで至ってないという案件も生じておりますが、一定の効果が上がってきてるとするのは事実です。

○谷口会長

不許可となった案件はどれくらいありますかという質問がありましたがこれについてはいかがですか。

○事務局

林地開発許可制度では、まずは事前協議によりまして事業概要を審査して、その後、適切と判断できるものについては許可を行い、事業開始になるところでございますけれども、事前協議の段階で立ち消えとなった案件もございまして、申し訳ないのですが件数は把握しておりませんが、許可に至らなかった案件はございます。

○谷口会長

数字としてはよくわからないというのがご回答と。

プロセスの中でこれは駄目でしょうみたいなのはあると思うので、それを件数に入れるか入れないかということもあるのでなかなか難しい問題だと思いますけれども。

他にいかがでしょうか。

○A委員

議案資料（資料1）の「4 常陸太田農業地域」について、農業地域の拡大ということですが、この審議会では森林地域の縮小とか、農業地域の縮小というのが非常に多かったんですけども、この農業地域の拡大というのがこの審議会での案件としては非常に珍しく、簡単な説明は資料に載っておりますが、その辺どうということなのか、その経緯をもう少し詳しく説明していただければありがたいと思います。

○事務局

市街化区域から市街化調整区域に編入する、いわゆる逆線引と言われるものです。市街化区域と市街化調整区域の境目、道路ですとか用水路とかそういうものが境になったりしますけれども、その道路を整備したりして若干ではあるが境界が動いた関係で市街化区域と調整区域の変更をするという細かいものは過去にもありましたが、こういうまとまった

面積で市街化区域から市街化調整区域に編入するものは、本県では過去に1例ありまして、今回が2例目です。

今回の事例で言いますと、工業地にする予定で昭和52年に市街化区域への編入をしました。都市的土地利用をする予定でここを都市計画決定しましたが、現状は、ほぼ山林という状況で、市街化区域的な活用がされないまま今までできておりました。

地元住民、端的には土地所有者の皆様方が市街化調整区域にしたいという強いご意向がございまして、市でも地元の関係者と説明会を開いてアンケートをとったりと、事前に意見のすり合わせをして、今回、市街化調整区域にするという判断をされたというのが本件の経緯でございます。

○谷口会長

ご説明ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○D委員

今回のこの審議会で太陽光発電施設設置にあたり、森林や自然公園の一部に関しても太陽光発電施設に使われるというような案件がいくつかあったように思いますけれども、その中で自然公園の普通地域だから、普通地域で問題ないから認められた案件があったと思うんですけれども、この自然公園の中でこういう太陽光パネルなどが設置されるときに、どのような基準で、誰が、影響がないということを判断されてるのか、ご説明いただきたいと思います。

○事務局

普通地域のご質問だと思います。

普通地域におきましては、パネルの設置が自然景観に著しい影響を及ぼすか否かという、景観法の観点から内容を確認してございます。

つまり、開発面積5ヘクタール以上ものにつきましては、県の方で、「事前の総合調査実施の指導指針」というのがございまして、届出前にですね、周辺の景観に及ぼす影響を1年程度かけて調べる、事前総合調査ということを義務づけてございます。

例えば審議資料(資料1)の「12 笠間森林地域」の森林地域におきましても、12ヘクタールの太陽光パネルの設置でございましてこちらに該当しますことから、事前総合調査というのを設定し、事前届出が提出されております。その内容によりますと、実際に人が見ることが想定される場所を視点としまして、設置箇所を見た場合、樹木や丘陵によりパネルのほとんどが見えないという結果だったということなどを踏まえまして、笠間市としましては、悪影響を及ぼすものではないという判断したということでございます。

このようなプロセスを経て、判断しているということでございます。

○谷口会長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

それではですね特に何か今回の案件に関してこれは絶対だめだとか、反対ですとかそういうご意見は特になかったように思いますので、諮問事項に関してお諮りしたいと思いますがよろしいでしょうか。

ご意見をいろいろいただきましたけれども、異議があるということではございませんでしたので、この諮問事項に関しましては、知事に「異議なし」と答申を返したいと思いますが、それで差し支えございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

はい、ありがとうございます。

それでは今回の諮問事項につきましては、異議なしの答申をいたします。

以上で本審議会の議事を終すべて終了ということになりました。

委員の皆様には、ご協力に感謝申し上げます。

それでは進行事務局にお返しします。

どうも、ありがとうございました。

【閉会】

委員への感謝の意を表し、閉会

令和7年度第2回茨城県国土利用計画審議会 委員出席状況

選出区分	氏名	所属等	出欠
県議会	海野 透	茨城県議会議員	出席
文教	大内 晶子	常磐短期大学准教授	出席
土地問題	大月 一代	茨城県不動産鑑定士協会	出席
自然保護	金森 有子	国立環境研究所主幹研究員	出席
商工業	笹島 律夫	茨城県経営者協会会長	出席
林業	佐藤 信聡	茨城県森林組合連合会監事	出席
福祉	竹之内 章代	茨城県社会福祉士会会長	出席
法律	田中 美和	弁護士	出席
都市問題	谷口 守	筑波大学教授	出席
労働問題	中根 麻里	日本労働組合総連合会茨城県連合会副部長	出席
農業	八木岡 努	茨城県農業協同組合中央会会長	出席

(50音順、敬称略)